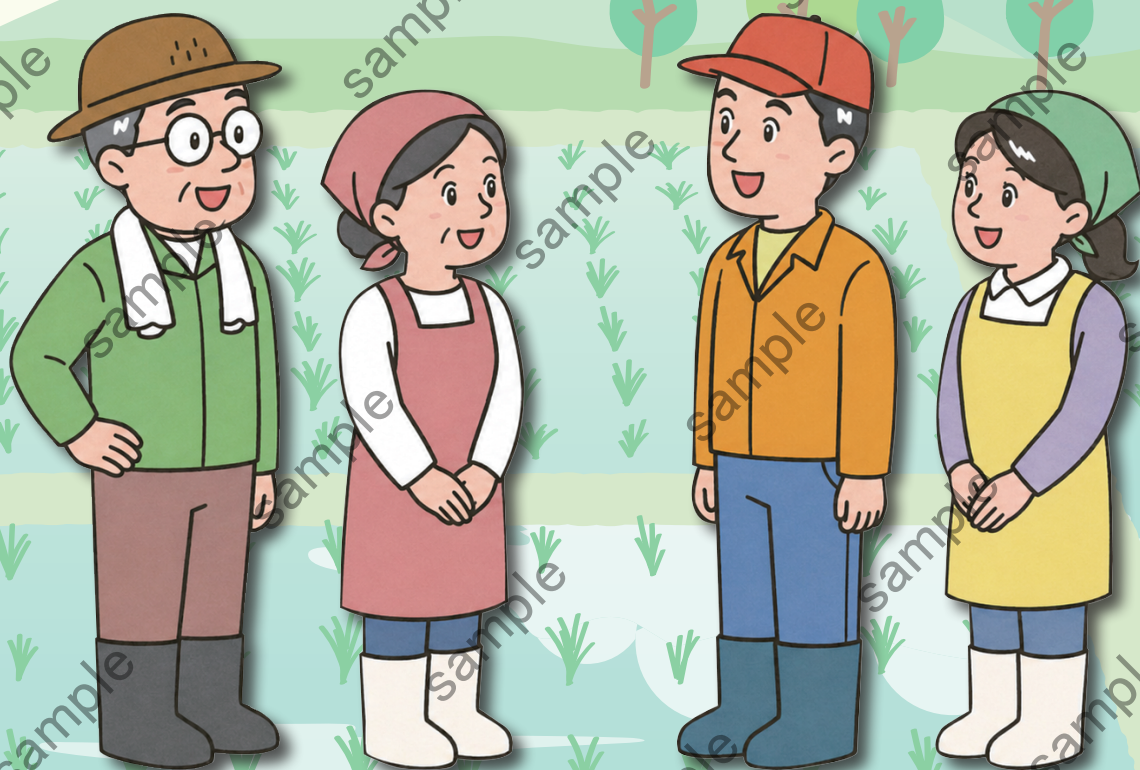


相続税・贈与税 納税猶予制度のあらまし

農家の経営・農地の継承に向けて



全国農業委員会ネットワーク機構
全国農業会議所

目 次

第1章 相続と相続税

1.1 相続税の概要	6
1.2 相続人の範囲と順位	7
1.3 法定相続分	8
1.4 相続税の課税	8
1.5 税額の控除および加算	9
1.6 相続財産の評価	11

第2章 贈与と贈与税（暦年課税）

2.1 贈与税の納税義務者	16
2.2 贈与があったとされる時期	16
2.3 贈与税の計算	17
2.4 贈与税の控除額	18
2.5 贈与税の申告	18

第3章 相続時精算課税制度

3.1 適用対象者・適用対象財産・適用手続き	20
3.2 税額の計算	20

第4章 相続税納税猶予制度

4.1 相続税納税猶予制度の概要	24
4.2 特例の適用が受けられる人	25
4.3 特例の対象となる農地等	26
4.4 納税猶予の申告と継続の手続き	27
4.5 納税猶予が打ち切られる場合（期限の確定）	28
4.6 納税猶予税額の免除	29
4.7 農業委員会の役割等	31
〈農地等の相続税納税猶予の計算例〉	32

第5章 贈与税納税猶予制度

5.1 贈与税納税猶予制度の概要	36
------------------	----

5.2 特例の適用が受けられる人	36
5.3 特例の対象となる農地等	37
5.4 納税猶予の申告と継続の手続き	38
5.5 納税猶予が打ち切られる場合（期限の確定）	39
5.6 納税猶予税額の免除	40
5.7 贈与税の納税猶予の継続適用の特例	41
5.8 農地等以外の財産の取扱い	42

第6章 納税猶予制度の特例

6.1 特定貸付け（農地中間管理事業の推進に関する法律による貸付け）の概要	44
6.2 営農困難時貸付け（身体障害等による貸付け）の概要	46
6.3 都市農地の生産緑地等に係る農地の相続税の納税猶予	52
6.4 納税猶予が継続されるその他の特例	56

第7章 遊休農地に係る納税猶予制度の適正な運用

7.1 遊休農地に関する措置の適正な実施	58
7.2 耕作の放棄による納税猶予期限の確定の取扱い	58
7.3 納税猶予制度の適正化に向けた取り組み	59

第8章 農業経営の継続に関する届け出

.....	61
-------	----

第9章 事業承継税制の創設

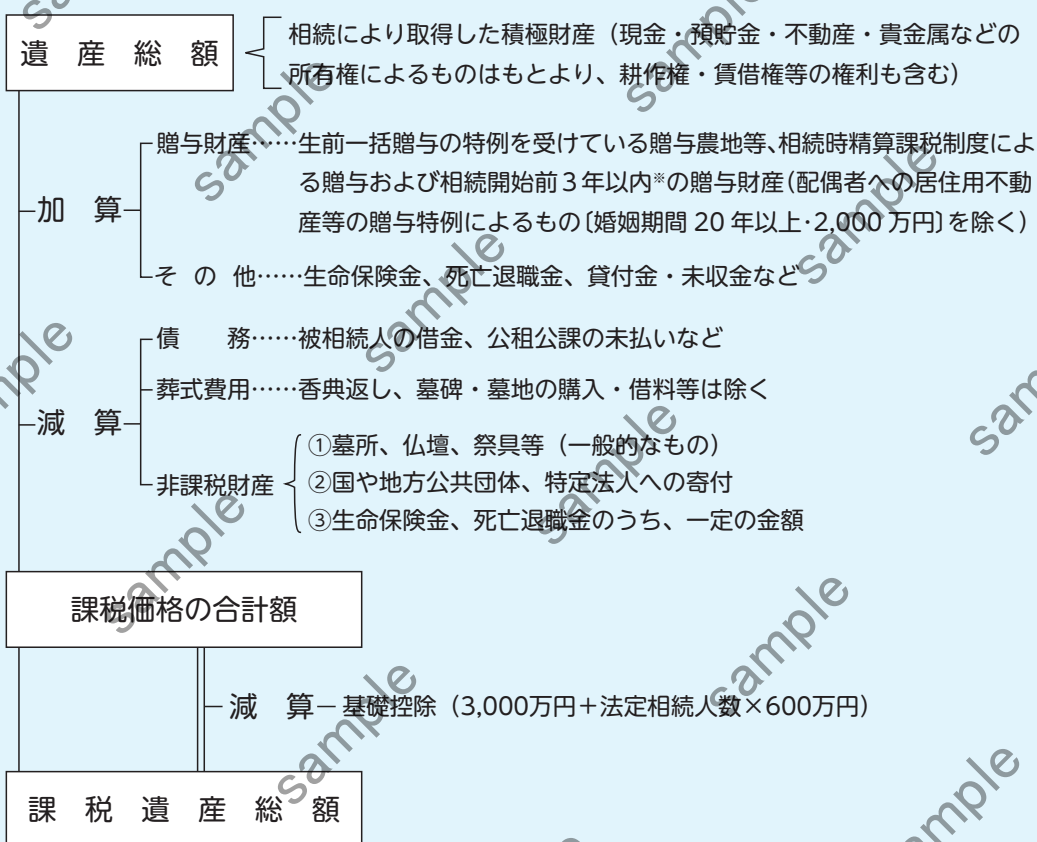
9.1 概要	66
9.2 対象となる事業用資産	66

相続とは、ある人が死亡した場合、死亡した人（被相続人）のもっていたすべての財産（負債も含む）を、被相続人の近親者（相続人）が承継することをいいます。

財産を承継した相続人には、相続された財産の時価総額のうち基礎控除額を超える金額について、相続税が課税されます。

1.1 相続税の概要

相続税は、相続や遺贈によって財産を取得した人にかかる税金です。被相続人（亡くなった方）が、相続発生時点で持っていたすべての財産はもとより、相続開始前3年以内※に贈与した財産（配偶者への居住用不動産等の贈与の特例を除く）、生命保険金および死亡退職金等も相続税の対象となります。



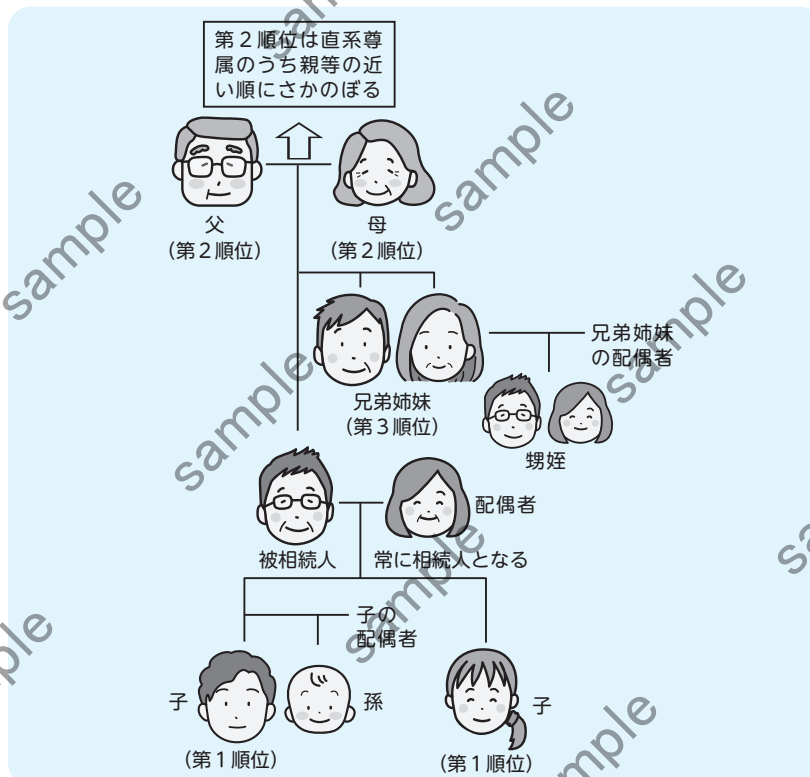
※ 令和9年以降相続開始の場合は10頁の表を参照。

1.2 相続人の範囲と順位

民法に定める相続人となる人は、死亡した人（被相続人）からみて、次のような人達です（図1）。

- ① 被相続人の配偶者は必ず相続人となります。配偶者とは、婚姻の届出をした夫または妻をいい、内縁関係にある者は含まれません。
- ② 被相続人の子は全員が第1順位の相続人となります。ただし、子が被相続人より早く死亡しているときには、その者の子（被相続人の孫）が死亡した子の相続分を代わって相続できます（代襲相続）。なお、胎児の場合にはすでに生まれたものとみなして相続権を有することになっています。
- ③ 被相続人に子（第1順位）がいない場合には、直系尊属が第2順位となりますが、直系尊属の内では親等の近い人が優先します。
- ④ 被相続人に子（第1順位）、直系尊属（第2順位）ともいない場合には、兄弟姉妹が第3順位の相続人となります。この場合、兄弟姉妹が被相続人より早く死亡しているときには、代襲相続人であるその者の子が相続人となります。

図1 相続人の範囲と順位



1.3 法定相続分

相続人が2人以上おり、被相続人が遺言書などによって相続内容を指定しなかった場合、相続財産の分割は、原則として相続人が話し合って、協議が整えば、遺産分割協議書を作成して各人の相続分を決定します。

法定相続分は**下の表**のとおりですが、遺言書若しくは遺産分割協議書による相続割合を縛るものではありません。

民法における法定相続分

法定相続人	法定相続分
配偶者と子供の場合	配偶者（1/2）、子供（1/2）
配偶者と直系尊属の場合	配偶者（2/3）、直系尊属（1/3）
配偶者と兄弟姉妹の場合	配偶者（3/4）、兄弟姉妹（1/4）
配偶者のみの場合	配偶者が全部

なお、被相続人の生前に、被相続人から生活の便宜、婚姻の際の費用、上級の学校への進学費用など、他の相続人に比べ特別に受けた生前贈与や遺贈（特別受益）については、相続分からこの額を差し引ける（特別受益の持ち戻し）ことになっています。

相続分については、遺言による遺贈（指定相続分）や寄与分の制度があり、これらが優先されることになっています。

また、遺言書による分割で遺留分（法定相続分の一定割合）の侵害を受けた者は遺留分に相当する金銭の支払いを請求する権利があります。

法定相続人数には相続放棄した者も含めます。

なお、相続税の計算において、法定相続人数に加算できる養子は実子がいる場合1人、いない場合は2人までとなります。

1.4 相続税の課税

相続税の課税方式は、課税遺産額を被相続人の法定相続人が法定相続分に応じて取得したものと仮定して、それぞれ超過累進税率によって計算した相続税の総額を、各相続人が実際に取得した遺産（課税価格）の割合に応じてあん分してその各人ごとの相続税額を算出し、配偶者控除などの税額控除や相続税額の加算を行って納付税額を計算します。そして、被相続人が